別表厚生労働省の部国立障害者リハビリテーションセンター病院の項中「副院長　部長」を「副院長　部長　健康増進センター長」に改め、「医療相談開発室長」を削る。

別表経済産業省の部内部部局の項中「局次長」を削り、「東アジア経済統合企画官」を「東アジア経済統合企画官　韓国室長」に改める。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「新エネルギー等電気利用推進室長」を「新エネルギー等電気利用推進室長　再生可能エネルギー推進室長」に、「電力・ガス事業監査管理官」を「電力・ガス事業監査管理官　電力需給・流通政策室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「関西国際空港・中部国際空港監理官　政策評価官」を「政策評価官」に、「公共工事契約指導室長」を「公共工事契約指導室長　地方企画調整官」に改め、「関西国際空港・中部国際空港監理官」を削り、同部国土地理院の項中「調査官」を「調査官　適正業務指導官」に改め、同部地方整備局の項中「専門員（人事）の下に「又は予算」を加え、同部北海道開発局の項中「営繕品質調査官　課長補佐（総括）」を「道路交通管理官　営繕品質調査官　開発専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　課長補佐（総括）」に改め、同部開発建設部の項中「課長　調査官　技術調整管理官　技術管理官　課長補佐（管理）」を「事業調整官　調査官　技術管理官　課長　広報官　人事厚生調整官　防災対策官　農業環境保全対策官」に改め、「、道路交通管理官、機械通信課機械整備室の室長及び副室長」を削り、「広報官　人事厚生調整官　防災対策官　農業環境保全対策官」を「課長補佐（管理）」に改め、同部地方航空局の項中「課長補佐（管理）」を「課長補佐（管理）　専門官（人事課に所属する者に限る。）」に改め、同部航空無線標識所の項を削る。

別表気象庁の部海洋気象台の項中「船長等」を削る。

別表防衛省の部内部部局の項中「給与厚生室長」を「安全衛生室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「上席経理監査官」を「上席経理監査官　上席国際専門官」に改め、「上席国際専門官」を削り、「生涯設計企画官」を「生涯設計企画官　企画法制官」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「金融検査室長」を「金融検査室長　公会計検査室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十二年二月二十八日」を「平成二十二年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百十二号

外務省告示平成二十一年第百二号に関し、国連安全保障理事会決議第七百五十一号及び同決議第千九百七号に基づき設置された委員会が、平成二十二年四月十二日に同決議第千八百四十四号8に従って指定した情報に基づき、同理事会決議第千八百四十四号1、3及び7に定められた措置の対象となる個人及び団体を別表のとおり指定する。

平成二十二年六月二十五日

外務大臣　岡田　克也

（別表）

1．アル・シャバーブ（別名：(a)アル・シャバブ、(b)シャバーブ、(c)ザ・ユース、(d)ムジャヒディン・アル・シャバーブ・ムーブメント、(e)ムジャヒディーン・ユース・ムーブメント、(f)ムジャヒディン・ユース・ムーブメント、(g)ヨム・ワイ・ヨム、(h)ハラカト・シャバブ・アル・ムジャヒディン、(i)ヒズブル・シャバーブ、(j)ヒズブル・シャバーブ、(k)アル・シャバーブ・アル・イスラミヤ、(l)ユース・ウィング、(m)アル・シャバーブ・アルイスラーム、(n)アル・シャバーブ・アルジハード、(o)ザ・ユニティ・オブ・イスラミック・ユース、(p)ハラカト・アル・シャバーブ・アルムジャーヒディーン、(q)ハラカトゥル・シャバーブ・アル・ムジャーヒディーン、(r)ムジャーヒディーン・ユース・ムーブメント）

AL-SHABAAB (a.k.a.: (a)AL-SHABAB (b)SHABAAB (c)THE YOUTH (d)MUJAHIDIN AL-SHABAAB MOVEMENT (e)MUJAHIDEEN YOUTH MOVEMENT (f)MUJAHIDIN YOUTH MOVEMENT (g)MYM (h)HARAKAT SHABAB AL-MUJAHIDIN (i)HIZBUL SHABAAB (j)HISB' UL SHABAAB (k)AL-SHABAAB AL-ISLAMIYA (l)YOUTH WING (m)AL-SHABAAB AL-ISLAAM (n)AL-SHABAAB AL-JIHAAD (o)THE UNITY OF ISLAMIC YOUTH (p)HARAKAT AL-SHABAAB AL-MUJAAHIDIIN (q)HARAKATUL SHABAAB AL MUJAAHIDIIN (r)MUJAAHIDIIN YOUTH MOVEMENT)

活動地域：ソマリア

アル・シャバーブは、2008年８月18日のジブチ合意又は政治的プロセスを脅かす行動、及び、ソマリア暫定連邦機構（ＴＦＩｓ）、アフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）、又はソマリアに関連する他の国際的な平和維持活動を脅かす行動にとどまらず、直接的又は間接的にソマリアの平和、安全、安定を脅かす行動に関与してきた。

アル・シャバーブは、また、ソマリアへの人道支援の提供、あるいはソマリアにおける人道支援へのアクセスやその分配を妨害してきた。

ソマリアに関する決議第751号（1992年）に従って設立された安全保障理事会の委員会の議長による2009年７月29日の安全保障理事会に対する声明によると、アル・シャバーブ及びヒズブル・イスラムは、暫定連邦「政府」（ＴＦＧ）及びＡＭＩＳＯＭに対する攻撃の犯行を繰り返し公に認めている。また、アル・シャバーブは、ＴＦＧ職員の殺害の犯行を認めており、2009年７月19日には、ベイ地方及びバクール地方において、決議第1844号（2008年）の主文８(c)に違反し、ＵＮＰＯＳ、ＵＮＤＳＳ及びＵＮＤＰの現地事務所を襲撃し、閉鎖させている。また、アル・シャバーブは、ソマリアにおける人道支援へのアクセスやその分配を繰り返し妨害してきた。

2009年７月20日付のソマリア情勢に関する国連事務総長の国連安保理報告書は、ソマリアにおけるアル・シャバーブの活動に関係する以下のパラグラフを含んでいる。

アル・シャバーブ等の反乱集団は、民間企業から金銭を脅し取り、少年兵を含む若年層をモガディシュの「政府」に対する攻撃に加担させるためにリクルートしたと言われている。アル・シャバーブは、組織内幹部に外国人戦闘員がいることを認め、ソマリア政府駆逐のため、モガディシュでアル・カーイダと協力していると公言している。その多くがパキスタン及びアフガニスタン出身と言われる外国人戦闘員は良く訓練され、そして戦闘経験があるように見られる。彼らは、頭巾を被り、モガディシュや近隣地域において、政府軍に対する攻撃活動を指揮していることが観察されている。

アル・シャバーブは、注意深く選ばれた効果の大きい暗殺及び、何名かは殺害されることとなった氏族の長老の拘束に反映されているように、ソマリア国民を支配し脅迫するための戦略を強化している。2009年６月19日、オマール・ハシ・アデン「国家治安大臣」がベレトゥウェインにおいて大規模な自爆車両爆発で殺害された。この攻撃で30名以上が殺害され、国際社会及びソマリア社会の幅広い横断層から強く非難された。

2008年12月の国連安全保障理事会ソマリア・モニタリング・グループ報告書（2008／769）によれば、アル・シャバーブは過去数年間、以下を含むソマリア内における様々な攻撃の責任を負っている。

―2008年９月の世界食糧計画に勤務していたソマリア人運転手の殺害及び斬首

―2008年２月６日に死者20名、負傷者100名以上を出したプントランドの市場での爆発

―2006年の国会議員選挙の混乱を意図したソマリランドにおける一連の爆弾攻撃及び標的を定めた殺害

―2003年及び2004年の複数の外国人援助従事者の殺害

報告によれば、アル・シャバーブは、2009年７月20日、ソマリアにおける国連施設を襲撃し、アル・シャバーブ支配地域からの国連３機関の追放を宣告した。これに加えて、2009年７月11日から12日、ソマリア暫定連邦政府軍は、アル・シャバーブ及びヒズブル・イスラムの兵士と戦い、この結果60名以上が死亡した。７月11日の戦闘では、アル・シャバーブは、ヴィラ・ソマリアの中に４発の迫撃砲を撃ち、この結果アフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）兵士３名が死亡、８名が負傷した。